

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)12月11日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月町田市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>373,200円</u>	1	<u>371,000円</u>
2	<u>420,600円</u>	2	<u>418,100円</u>
3	<u>470,700円</u>	3	<u>467,900円</u>
4	<u>536,700円</u>	4	<u>533,500円</u>
5	<u>609,300円</u>	5	<u>608,100円</u>
6	<u>693,300円</u>	6	<u>691,900円</u>
7	<u>780,000円</u>	7	<u>778,000円</u>
2～6 略		2～6 略	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。